

一般質問



新市建設計画の位置づけは

総合計画の課題は

田口 喜義

質問

仙北市の総合計画策定にあたり、合併協議会で策定された新市建設計画をどのように位置づけたのか。

又新市建設計画は単に合併を進めるための『ノルマ』として作成された文章ではなく、合併

町村が将来に渡って建設すべき新市の姿を住民に示したもの、いわば公約とも言えるものであり、新市においても、これを継承すべきと思うが、いかがか。

市長 合併協議の時の新市建設計画は、合併後の仙北市との一つの目指すべき方向、枠組として出されたものでこれが原点であり、基本理念を継承しながら、より発展的に、又具体的な行政の指針として今後のまちづくりを目指さなければいけない。その為に新市建設計画を充分吟味した中で、合併後の実情を勘案しながら総合計画を作成したところである。

質問 今後における建設計画

(ハード、ソフト)で旧町村の事情により、社会、生活基盤の整備水準に差異がある場合、遅れている地域のバランスの優先度を高く位置づけるのか。

市長 合併前の各地域ではそれぞれの観点からの優先度、重要度というものが当然

あつたわけだが、やはり仙北市全体の中で優先度、緊急度を考えいかなければいけないし又事業の効果、必要は財政面の裏づけ、地域バランス、そういうものの考慮して予算化を図っていく。

質問 庁舎建設についての調査費は建てる事の適否を含むものなのか。建てるとすれば、行政機構をどのようにするか。

市長 これからは市民がわざわざ本庁舎(本課)に出向いて用を足す時代ではなく、地域住民の不満や苦情の多くは、地域において即決できない事であり、借金をして庁舎を建てても解決する問題ではないことから、先ず、やるべき事は各地域センターにおいて市民の話を聞く、対応出来ることである』役所になることであり、市民と直接接している地域センターで即決出来る体制作りが必要と考えるがいかがか。

質問 合併協議の中でも協議して来たが、旧町村の人

ビスの為の庁舎がどうあれば良いかということから調査を始めたいたと思っている。地域センターの機能、又決裁権を広げていくとすれば総合庁舎的なものになり、県が進めている地域振興局の強化、決済権の移譲というのも併特例債の事業費、枠配分により、行政の地域的な公平性、平等性を確保するための事業計画の時期は。

市長 合併協議の時に意見口や、財政規模に応じて、合併特例債の事業費、枠配分により、行政の地域的な公平性、平等性を確保するための事業計画の時期は。



地域センターのサービス機能の充実を図れ